

住宅（一戸建ての住宅）における省エネ基準工事監理報告書 一覧表

○：使用可 ×：使用不可

	省エネ基準工事監理報告書			
	住宅仕様基準 (等級 4 相当)	住宅誘導仕様基準 (等級 5 相当)	住宅標準計算	外皮：住宅仕様基準又は 外皮：住宅誘導仕様基準 ＋ 一次エネ：住宅標準計算
仕様基準（第 1 号イに該当）	○	×	×	×
誘導仕様基準（第 1 号ロに該当）	×	○	×	×
住宅性能評価（第 2 号に該当）	×	×	○	×
長期優良住宅（第 3 号に該当）	×	×	○	×
省エネ適判	×	×	○	○

確認申請書 第二面【9. 備考】

建築物省エネ法に基づく省エネ基準適合義務制度等に係る手続きマニュアル（令和 7 年 4 月版）

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

- ☒ 提出済（名称：〇〇〇省エネ判定機関 所在地：〇〇県〇〇市〇〇町）
☐ 未提出（ ）
☐ 提出不要（ ）

【9. 備考】

- ・申請者は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出が不要の場合（適合性判定が不要の場合）には、提出不要である理由を「提出不要」のカッコ内に記入し、その理由を記載する。
・建築主事又は指定確認検査機関においては、申請に係る建築物について、適合性判定の提出状況を確認するとともに、提出不要とされている場合には、その根拠を確認する。

【提出不要の場合の記載例】

住宅建築物で、仕様基準を用いている場合など。その場合、住宅部分のみで構成された建築物であるかや、仕様基準に適合していることを示す情報が記載されているかなどを確認することが必要。

省エネ基準適合の評価方法等	推奨する記入内容
仕様基準	第 1 号イに該当
誘導仕様基準	第 1 号ロに該当
設計住宅性能評価を受けた場合	第 2 号に該当
長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認を受けた場合	第 3 号に該当